## ΠГ

)から令和3年9月30 令和3年9月13日(月

措 置 区 域:岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、 浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町

措置区域以外:高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、 吉備中央町

	l
	I
	l
5	
<u>~</u>	
Ž.	l
#	l

## 内容

全てを

満たす

区 域	措 置 区 域	措置区域以外
-----	---------	--------

1	食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後に
	あっては第55条)に基づく飲食店又は喫 茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配
	を除く、カラオケボックスを含む)(令和3
	年9月12日以前から営業していること。)
2	元々の営業時間が5時~20時を超えてい
	る飲食店は営業時間を5時~20時までに
	短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと
	(利用者による酒類の店内持込み含む)
3	要請期間中のすべての日において、営業
	時間の短縮の要請に全面的に協力すること
	※9月13日(月)から協力を開始すること
4	飲食を主として業としている店舗において、
	カラオケ設備を提供している場合、当該設
	備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)
5	
J	対策を物序していること

岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県 条例第57号)に規定する暴力団員又は暴

力団員と社会的に非難されるべき 関係に

除く、カラオケボックスを含む)(令和3年9 月12日以前から営業していること。) 元々の営業時間が5時~20時を超えてい る飲食店は営業時間を5時~20時までに 短縮し、かつ、酒類の提供は、11時~19 (利用者による酒類の店内持込み含む) 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること

食品衛生法の一部を改正する法律による 改正前の食品衛生法第52条(改正後に あっては第55条)に基づく飲食店又は喫茶 店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を

- ※9月13日(月)から協力を 飲食を主として業としている店舗において、 カラオケ設備を提供している場合、当該設 備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)
- 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止 対策を徹底していること 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県
- 条例第57号)に規定する暴力団員又は暴 力団員と社会的に非難されるべき 関係に ある者でないこと

の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

1店舗 あたり

区域	措 置	区 域	措 置 区	域 以 外
中小企業等	前年度又は前々年度の1 日あたりの売上高	1日あたりの支給額	前年度又は前々年度の1 日あたりの売上高	1日あたりの支給額
方式)	7万5,000円以下	3万円	8万3,333円以下	2万5,000円
	7万5,000円超 ~25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の <b>4割</b>	8万3,333円超 ~25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の <b>3割</b>
	25万円以上	10万円(上限額)	25万円以上	7万5,000円(上限額)
大企業 (売上高減 少額方式)	1日あたりの支給額:前年度又は前々年度からの 1日あたりの売上高減少額×4割			F度又は前々年度からの ニ高減少額× <b>4割</b>
	※ F個超-30上出		※上限額:20万円又は	前年度もしくは前々年度

# 法

### 早期支給 申請

要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の

·部を早期支給します。

ある者でないこと

<受付期間>令和3年9月13日(月)から9月24日(金)まで

<早期支給申請の主な要件>

- (1)中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外)
- (2)本申請を「売上高方式」で申請する者

<受付開始時期>令和3年10月上旬予定

※中小企業等も大企業の方式を選択可

- (3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること
- (4)要請期間の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること

### 本申請

(要請期間 終了後)

早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請 を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。

※早期支給を受けた方も、本申請が必要となります。

申請方法などの詳細はHPをご覧いただくか、コールセンターへお問い合わせください。



支給額 (一律)

27万円/店舗





岡山県 時短要請協力金 コールセンター

### ●飲食店等への要請

● <u>队及户等` 、                                   </u>					
区域		措置区域	措置区域以外		
	対象施設	【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場		
		<ul><li>【特措法第31条の6第1項に基づくもの)</li><li>○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を 5時から20時までに短縮)</li></ul>	<ul><li>【特措法第24条第9項に基づくもの】</li><li>○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を 5時から20時までに短縮)</li></ul>		
実施内容	要請内容	<ul> <li>○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)</li> <li>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)</li> <li>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</li> <li>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</li> <li>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底</li> <li>【特措法第24条第9項に基づくもの】</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○「もしサポ岡山」の活用</li> <li>【法に基づかない働きかけ】</li> </ul>	<ul> <li>○酒類の提供は、11時から19時まで(利用者による酒類の店内持込みを含む)</li> <li>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)</li> <li>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</li> <li>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</li> <li>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○「もしサポ岡山」の活用</li> <li>【法に基づかない働きかけ】</li> </ul>		
		〇岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること	〇岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること		

